

— あんしん保証パックネクスト T 利用規約 —

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

- ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このあんしん保証パックネクスト T 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりあんしん保証パックネクスト T（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 前項の定めに関わらず、別紙に定める各特典のうち以下の各号に定める特典は以下の各号に定める各社が共同で提供します。なお、提供主体と提供内容に関する詳細は、別紙において定めます。
 - 別紙の特典①（製品保証）、特典②（破損保証）、特典③（水濡れ・全損保証）、及び特典⑤（内蔵型バッテリー交換修理割引）における配送修理、即日修理及びスピード預かり修理については、当社、SquareTrade Japan 合同会社（以下「S T J」といいます。）及び iCracked Japan 株式会社（以下「i C J」といい、当社、S T J 及び i C J を総称して以下「三社」といいます。）
 - 別紙の特典④（盗難・紛失保証）及び特典⑥（配送交換）及びについては、当社及び S T J（総称して以下「両社」といいます。）

第 2 条（用語の定義）

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等の総称
対象製品	当社が指定する本サービスの対象となる製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
交換製品	未使用又は短期間使用された製品、又は故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した製品（外装に小傷がある場合があります）
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」
共同サービス	対象製品について、第 1 条第 2 項各号にて定める各特典の一部を、三社又は両社により提供するサービス
特典	本契約及び本規約に基づいて契約者に提供される特別の便益（詳細は別紙に定めます）
配送修理	当社又は三社が行う修理のうち、故障した対象製品の契約者からの受け取りと修理完了後の対象製品の契約者へのお届けを、当社指定の配送業者が行うもの
iCracked 店舗	i C J が運営する iCracked 店舗
即日修理	三社が行う修理のうち、契約者等が対象製品を iCracked 店舗に持ち込んだ場合に、第 1 条第 2 項第 1 号に定める各特典について iCracked 店舗で行われる修理
スピード預かり修理	三社が行う修理のうち、第 1 条第 2 項第 1 号に定める各特典について別途三社が指定する対象商品及び故障等を、別途三社が指定する店舗での受付と修理完了品の受取りの場合に限り、通常の預かり修理より短期間（通常、受付日の翌営業日）で行われる修理

第 2 章 本サービスの提供

第 3 条（本サービスの概要）

- 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める各特典を提供します。なお、共同サービスの場合は、三社又は両社が提供します。
- 当社所定の手続きは、当社ホームページに掲載します。

第4条（特典の利用）

1. 契約者は、対象製品を当社が指定する修理受付若しくは修理完了品の引渡などを行う店舗、又は iCracked 店舗に提示のうえ（盗難・紛失等の事由により対象製品の提示が困難な場合を除きます。）、所定の書類等に署名及び捺印すること、又はオンライン並びに電話にて申し込むことにより、本サービスを利用することができます。
2. 当社が指定する修理受付もしくは修理完了品の引渡などを行う店舗、又は iCracked 店舗を介さない修理（総務大臣に登録済業者での修理も含みます。）によって対象製品の製造番号の変更が行われた場合、契約者は本サービスを利用することができません。
3. 特典①（製品保証）、特典②（破損保証）、特典③（水濡れ・全損保証）における基板修理、特典⑤（内蔵型バッテリー交換修理割引）については、修理完了品引渡時に本契約を締結中であることを利用条件とし、そうでない場合は各特典を利用できないものとします。但し、修理完了品をご指定の場所へお届けする修理品お届けサービスを利用の場合は修理完了時点で、配送修理を利用の場合は修理受付時点及び修理完了時点で、本契約を締結中であることを利用条件とします。

第3章 契約

第5条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品を対象製品として提供するものとします。

第6条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本契約の締結を申込みことができるものとします。但し、当社が認めた場合、対象製品の購入から 30 日以内の申込みを認める場合がございます。また、当社が予約時に本契約の締結を申し込むことができることとする対象製品については予約と同時の場合も申し込むことができるものとします。

第7条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本契約締結への申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合を除き、その申込みを承諾します。但し、予約時に本契約の締結を申し込んだ場合は、対象製品の購入の成立（新規）又は機種変更の完了時を申込みへの承諾日として本規約を適用するものとします。

- （1） 本規約により本サービスの提供ができない場合
- （2） お申込みを承諾する事が技術的に困難な場合
- （3） 申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第9条（本契約の終了条件）

本契約は、契約者が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に本契約は終了するものとします。

- （1） 契約者が、当社が提供するキャンペーン（下取りプログラム、トクするサポート+を含むがこれらに限りません）に申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時
- （2） 別紙に定める特典⑦（修理受付終了特典）において、当社が指定する対象製品を特別価格で新たに購入した日

第10条（その他当社による契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- （1） 本契約の申込時に虚偽の申告をした場合
- （2） 本規約の規定に違反した場合
- （3） 月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- （4） 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合

- (5) 住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- (6) その他当社が不適格と認めた場合

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、第7条により申込みを当社が承諾した日から、第8条により契約者が本契約を解除する日、第9条により本契約が終了する日、又は第10条により当社が本契約を解除した日までとします。

第12条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。但し、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

第13条（月額使用料）

1. 本サービスの月額使用料は、当社ホームページに定めるとおりとします。なお、月額使用料は本サービスの申込日によって金額が異なる場合や、対象製品の機種によって加入期間に応じて月額使用料が変動する料金体系となる場合があります。最新の料金体系及び金額は、当社ホームページでご確認ください。
2. 当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第14条（月額使用料の支払い）

1. 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。
2. 契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

第15条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- (1) 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (2) 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- (3) 前各号にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。

第16条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。但し、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

第17条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第18条（特典の提供義務の免責）

1. 当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。なお、共同サービスにおいては、本条の当社には三社及び両社を含むものとします。
 - (1) 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
 - (2) 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合

- (3) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
 - (4) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
 - (5) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
 - (6) 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
 - (7) 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合
 - (8) 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合
 - (9) 上記の(1)～(8)に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
 - (10) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき
2. 当社が修理に必要な部品を確保することが困難になった場合は、当社は事前に契約者に周知することなく各特典の提供を一時的に停止する場合があります。

第19条（サービスの中止・変更・廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第20条（免責）

- 1. 当社による本サービスの提供の中止、変更、廃止等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、当社に軽過失がある場合、契約者が過去1年間に当社に支払った本サービスの月額使用料を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 2. 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。
- 3. 共同サービスについては、前2項の当社を三社又は両社に読み替えるものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

- 1. 共同サービス以外においては、当社は、契約者の個人情報を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- 2. 共同サービスにおいては、契約者の個人情報を以下の内容で共同利用します。
 - (1) 共同利用する者の範囲
当社
SquareTrade Japan 合同会社
SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）
iCracked Japan 株式会社
 - (2) 共同利用の目的
共同サービスの提供
契約者からのお問い合わせへの対応
課金計算及び料金請求
本サービスの品質改善のための分析
共同利用者に関わるサービスの提供可否判断及び提供
 - (3) 共同利用される個人情報
サービス ID、契約者 ID、IMEI（製造番号）、EID（eSIM 識別番号）、氏名、住所、電話番号、機種契約番号
 - (4) 共同利用される個人情報の管理責任者
当社の最高データ責任者
- 3. 共同サービスにおいては、SquareTrade Inc.は、前項に記載した共同利用する個人情報を、いずれもサービス提供やお問い合わせの対応上必要な期間において、日本国外で保管します。

(1) 国外の共同利用事業者

事業者名：SquareTrade Inc.（米国カリフォルニア州）

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf）をご参照ください。

事業者の措置：

当該共同利用事業者の安全管理措置等を確認し、当社が定める契約を締結することにより、共同利用事業者は、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) その他の保管国

下記保管に当たっては、共同利用事業者を通じ、個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

保管国：英国

所在国の個人情報保護制度：

当該国は、個人情報保護委員会が「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」として定めております。

保管国：イスラエル

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>）をご参照ください。

4. 当社及び本条第2項第1号で定める当社と共同利用するものは、本条第2項第2号で定める利用目的のため、IMEI（製造番号）を、以下に定める条件に従って第三者に提供します。

(1) 対象製品が Google 合同会社の製品の場合

第三者提供先：Google LLC（米国カリフォルニア州）

所在国の個人情報保護制度：

個人情報保護委員会の調査結果（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf）をご参照ください。

第三者提供先の措置：

当該提供先は個人データの取り扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じています。

(2) 対象製品がシャープ株式会社の製品の場合

第三者提供先：シャープ株式会社

(3) 対象製品がモトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社の製品の場合

第三者提供先：モトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社

(4) 対象製品が小米技術日本株式会社の製品の場合

第三者提供先：小米技術日本株式会社

(5) 対象製品が FCNT 合同会社の製品の場合

第三者提供先：FCNT 合同会社

(6) 対象製品がサムスン電子ジャパン株式会社の製品の場合

第三者提供先：サムスン電子ジャパン株式会社

(7) 対象製品がソニー株式会社の製品の場合

第三者提供先：ソニーマーケティング株式会社

(8) 対象製品がブレイン AI ジャパン株式会社の製品の場合

第三者提供先：ブレイン AI ジャパン株式会社

第22条（損害賠償）

契約者が本サービスの利用にあたり、虚偽の申告その他不正又は不適切な手段により特典の提供を受けたと当社が判断した場合、当社は当該契約者に対し、当社が当該提供により被った損害額相当の金額を請求できるものとします。

第23条（合意管轄）

本契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 4 章 即日修理に関する特則

第 2 3 条（即日修理の概要）

契約者が iCracked 店舗に持ち込んだ対象製品について、申込みをした契約者に対し、三社は第 1 条第 2 項第 1 号で定める各特典を iCracked 店舗にて提供します。

第 2 4 条（即日修理の利用時の注意）

1. 三社が対象製品の状態を確認する前段階として、以下各号に定めるとおり、契約者は対象製品の設定等を行うものとしします。
 - (1) バックアップ
 - ・契約者の必要とするデータ（アプリの登録情報等を含みます）は、事前に契約者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとしします。なお、即日修理に当たり、対象製品のデータ変化・消失等に関して三社は一切の責任を負わないものとしします。また、Google が提供する「修理モード」を設定して修理を申し込む場合もバックアップは必ず実施してください。
 - (2) 付属品の取り外し
 - ・契約者が対象製品付属のカバー、ストラップ、画面保護シート（これらに限らず、対象製品に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、契約者は、可能な限り取り外した上で、即日修理を利用するものとしします。
 - ・iCracked 店舗により、即日修理の提供においてアクセサリ等を取り外すことがあります。
2. iCracked 店舗は、修理の可否・修理料金を、契約者へ通知します。なお、iCracked 店舗が提示した修理料金・修理時間は概算であり、修理料金増額・修理時間の延長等を行う場合があります。また、閉店前 1 時間以内での対象製品の持ち込みや、一部複雑な作業を要する修理、修理に必要な部品の在庫が一時的に不足している場合については、修理完了が翌日以降となる場合があります。
3. iCracked 店舗の修理に際して、契約者の対象製品内の不具合部品の交換を要する場合、契約者は不具合部品に関して、その所有権を放棄するものとしします。なお対象製品から取り外された不具合部品に関しては、三社においてリユース（故障事由の分析や再生、利用又は廃棄等を含み、これに限りません。）できるものとしします。
4. 本条第 1 項から第 3 項、及び第 2 5 条について契約者が同意した場合、その旨を表示するため、iCracked 店舗指定の書面に契約者の氏名を署名するものとし、契約者が署名をした時点で、対象製品の即日修理の申込みがされたものとしします。
5. 対象製品がシャープ株式会社製の防水性能端末の場合、即日修理以外の修理においては防水性能試験を実施しますが、即日修理においては防水性能試験を実施しません。契約者の対象製品がシャープ株式会社の防水対応製品の場合で、防水性能試験を契約者が希望されるときは、即日修理以外の修理方法をご利用ください。なお、即日修理後も当社修理規定上の無償修理保証が引き続き適用され、iCracked 店舗での修理品質については三社にて確認しておりますが、防水性能を保証するものではありません。
6. 対象製品がサムスン電子ジャパン株式会社製の場合、一部の iCracked 店舗で取り扱われます（2026 年 8 月 19 日現在で 11 店舗。最新の情報は i C J の公式サイト<<https://www.icracked.jp/service/samsung-galaxy/storelist/>>でご確認ください。）。

第 2 5 条（即日修理対象外）

1. 契約者の提示した対象製品が次の各号のいずれかに該当する即日修理の申込みはできないものとし、申込みの受付後に該当が判明した場合、三社はこれを撤回することができるものとしします。
 - (1) 法令に反する修理が必要とされる場合、又は、その可能性がある三社のいずれかが判断した場合
 - (2) 対象製品が不正契約、不正入手されたものである場合（詐欺、窃取された端末を含みます。）、また三社のいずれかがその可能性があると判断した場合
 - (3) 対象製品が不正改造をしている場合（root 権の取得、OS を不正に非サポートのものへ入れ替えることを含みます。）
 - (4) 対象製品が日本国内で使用できない場合（他国の通信事業者のロックがかかっている端末、特殊な充電器を要する端末等を含みます。）
 - (5) 対象製品のフレームや筐体の損傷が三社の定める修理基準の範囲を著しく超えている場合
 - (6) 対象製品に保証書が添付されている場合で保証書の限定保証が適用される場合、又は修理規定の無料修理保証が適用される場合
 - (7) 対象製品がソニー株式会社製の場合
 - (8) 対象製品がシャープ株式会社製の一部（一覧は[こちら](#)）、小米技術日本株式会社製品、FCNT 合同会社製又はサムスン電子ジャパン株式会社製で、かつ修理内容がディスプレイ交換修理又はバッテリー交換修理以外の場合
 - (9) 対象製品がブレイン AI ジャパン株式会社製の場合

- (10) その他、三社のいずれかの定める修理基準に満たない場合
2. 即日修理の実施において、三社のいずれかが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その提供を拒むことがあります。その場合、三社はその理由の提示や説明をする義務を負わないものとします。
 - (1) 契約者が三社に提出又は提供した情報、資料等について、虚偽の記載、誤記、不備がある場合
 - (2) 契約者による本規約に違反する行為が行われ、又はその他不正な目的で即日修理を利用するおそれがあると判断される場合
 - (3) 契約者が暴力団員、暴力団、その他の反社会的勢力（これに準ずる者を含みます）と関連を有したことがあり、又は関連を有している場合
 - (4) その他三社が不適当と判断した場合

第5章 スピード預かり修理に関する特則

第26条（スピード預かり修理の概要）

1. 契約者が別途三社が指定する店舗（以下本章において「指定店舗」といいます。）に、別途三社が指定する対象製品を持ち込んで同じ指定店舗で修理完了品引渡しで申し込む場合に、申込みをした契約者に対し、三社は第1条第2項第1号で定める各特典を通常の対象製品の預かり修理に比べて短期間（通常、受付日の翌営業日）で提供します。
2. 契約者が申し込んだ指定店舗で、スピード預かり修理が提供可能な三社指定の故障等かどうかを判定し通知します。
3. スピード預かり修理を利用できない場合は、通常の預かり修理のご利用となります。

第27条（スピード預かり修理の注意点）

1. 以下各号に定めるとおり、契約者は対象製品の設定等を行うものとします。
 - (1) バックアップ
 - ・契約者の必要とするデータ（アプリの登録情報等を含みます）は、事前に契約者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、スピード預かり修理実施に当たり、対象製品のデータ変化・消失等に関して三社は一切の責任を負わないものとします。また、Google が提供する「修理モード」を設定して修理を申し込む場合もバックアップは必ず実施してください。
 - (2) 付属品の取り外し
 - ・契約者が対象製品付属のカバー、ストラップ、画面保護シート（これらに限らず、対象製品に付属するアクセサリ等一切）について、契約者は、取り外した上で、スピード預かり修理を利用するものとします。
2. 修理受付後に修理のキャンセルはできません。
3. 指定店舗が受付時に提示する修理完了品の引き渡し日は受付時点での目安であり、修理に必要な部品の在庫が一時的に不足している場合等については、修理完了が翌々日以降となる場合があります。

第28条（スピード預かり修理対象外）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、契約者はスピード預かり修理を申込みできないものとし、申込みの受付後に該当が判明した場合、三社はこれを撤回することができるものとします。
 - (1) 指定店舗以外での申込みの場合
 - (2) 修理完了品の引き渡し場所が受付時の指定店舗以外で申し込みの場合
 - (3) スピード預かり修理が提供できないと三社が判断する故障等の場合
 - (4) 第25条第1項各号のいずれかに該当する場合
2. 第25条第2項の規定は、即日修理をスピード預かり修理に読み替えて適用するものとします。

—（別紙）特典内容と提供条件—

特典①（製品保証）

- 1 本契約締結中は修理規定の保証期間に関わらず、当社は修理規定の無料修理保証の条件及び範囲において無償修理を提供します。
- 2 修理規定の適用の結果、有償修理となる場合であっても、当社又は三社はこれを無償とします。但し、特典②（破損保証）に定める筐体（外装）の損傷・破損又は特典③（水濡れ・全損保証）に定める水濡れ・全損に該当すると、当社又は三社のいずれかが判断する場合は本特典①（製品保証）の対象外とし、それぞれ特典②（破損保証）又は特典③（水濡れ・全損保証）に定める内容で提供します。
- 3 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典②（破損保証）

- 1 当社又は三社は、対象製品の筐体（外装）が破損した場合、当社又は三社が定める対象製品の破損修理代金を無償とします。
- 2 本特典利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典③（水濡れ・全損保証）

- 1 当社又は三社は、次の（１）又は（２）に該当する場合、水濡れ・全損の修理代金を無償とします。
（１）対象製品の故障が水濡れによると当社又は三社のいずれかが判断する場合
（２）対象製品の筐体が全損であると当社又は三社のいずれかが判断する場合
- 2 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。
- 3 前項にかかわらず、修理用部品の在庫がなくなった場合、本特典は利用できないものとします。

特典④（盗難・紛失保証）

- 1 両社は、次の（１）又は（２）に該当する場合、両社が指定する交換製品を 8,250 円で提供します。
（１）契約者の対象製品が盗難された場合
（２）契約者が対象製品を紛失した場合
- 2 契約者は、本特典の利用申込日から 60 日以内に発行された日本の警察署への届出を証明する書類、又は両社が指定する当該事由を証明するその他の書類の写しを両社に提出するものとします。
- 3 交換製品は対象製品と同一機種（シリーズ・カラー）とします。在庫がない場合は、別途両社が指定する製品とします。
- 4 本特典の利用回数上限は、特典⑥（配送交換）の利用回数も合わせて、本契約成立日から 1 年ごとに合計 2 回までとします。
- 5 両社は、契約者が交換製品の受取りをされない場合、本特典の提供をキャンセルする場合があります。
- 6 契約者に対象製品の割賦代金の残債がある場合、契約者は引き続きこれを支払うものとします。
- 7 両社は、対象製品の利用期間及び修理規定上の無償保証期間を交換製品に引き継ぎます。
- 8 両社は、本特典に関する連絡を電子メールで行うものとします。
- 9 法人契約の場合、受付できない場合があります。
- 10 契約者が交換製品を受領した時点で盗難・紛失した対象製品の所有権が両社に移転するものとします。
- 11 初期不良があった交換製品（以下「初期不良機」といいます。）については契約者が新たな交換製品（以下「代替交換機」といいます。）を受領した時点で両社に所有権が移転するものとします。また、契約者は初期不良機を代替交換機を受領から 14 日以内に両社へ返却するものとします。
- 12 契約者が初期不良機を前項に定める期日までに返送しない場合は、前項は適用されず代替交換機の所有権は両社帰属のままとし、契約者は故意・過失の別なく、別途[当社ホームページ](#)に定める違約金を当社に支払うものとします。なお、代替交換機に対して当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- 13 違約金の支払後に、両社に初期不良機の返却をされた場合でも、違約金の返金並びに初期不良機の返却について、両社は一切応じません。契約者は、これらに同意するものとします。
- 14 盗難又は紛失にあった事実疑義があると両社が合理的に判断した場合、両社は契約者に証明書類の提出を要請する場合があります。この場合、14 日以内に真正な証明書類が提出されない時、その他盗難又は紛失した事実が虚偽であると両社が合理的に判断し契約者に通知

した時は、前項に関わらず契約者は交換製品及び代替交換機を 14 日以内に両社へ返送するものとします。14 日以内に交換製品の返送が確認できない場合、第 10 項は適用されず交換製品の所有権は両社に帰属したままとし、契約者は故意・過失の別なく、別途当社が定める違約金を当社に支払うものとします。なお、当社は交換製品及び代替交換機に対して当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。

- 15 契約者は、SIM 再発行が必要になる場合があります。なお、当社の SIM の場合は当社の通信サービスにおいて別途当社が定める SIM 発行手数料を支払うものとします
- 16 当社は、盗難・紛失のあった契約者の対象製品に対して当社の通信サービスの利用を制限する場合があります。
- 17 交換製品及び代替交換機は盗難又は紛失にあった契約者の対象製品と機種が異なる場合があります、この場合は当社にてご契約中の通信サービスの料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- 18 本規約に定める契約者の金銭債務が履行されていない場合若しくはそのおそれが高い場合は、交換製品及び代替交換機に対して当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- 19 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典⑤（内蔵型バッテリー交換修理割引）

- 1 当社又は三社は、対象製品の内蔵型バッテリーの交換修理代金を無償とします。
- 2 本特典の利用期限は、当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典⑥（配送交換）

- 1 両社は、契約者の対象製品（スマートフォンのみ）が故障・破損した場合、両社が指定する交換製品を 8,250 円で提供します。
- 2 交換製品は対象製品と同一機種（シリーズ・カラー）とします。在庫がない場合は、別途両社が指定する製品とします。
- 3 本特典の利用回数上限は、特典④（盗難・紛失保証）の利用回数も合わせて、本契約成立日から 1 年ごとに合計 2 回までとします。
- 4 両社は、契約者が交換製品の受取りをされない場合、本特典の提供をキャンセルする場合があります。
- 5 契約者に対象製品の割賦代金の残債がある場合、契約者は引き続きこれを支払うものとします。
- 6 両社は、対象製品の利用期間及び修理規定上の無償保証期間を交換製品に引き継ぎます。
- 7 両社は、本特典に関する連絡を電子メールで行うものとします。
- 8 法人契約の場合、受付できない場合があります。
- 9 契約者が交換製品を受領した時点で故障・破損した対象製品の所有権が両社に移転するものとし、初期不良機については契約者が代替交換機を受領した時点で両社に所有権が移転するものとします。契約者は、故障・破損した対象製品を交換製品の受領から 14 日以内に両社へ返却するものとし、初期不良機については代替交換機を受領から 14 日以内に両社へ返却するものとします。なお、契約者は交換製品の受領後の返品・キャンセルはできません。
- 10 契約者が故障・破損した対象製品又は初期不良機を前項に定める期日までに返送しない場合は、前項は適用されず交換製品又は代替交換機の所有権は両社帰属のままとし、契約者は故意・過失の別なく、別途当社ホームページに定める違約金を当社に支払うものとします。
- 11 違約金の支払後に、両社に故障・破損した対象製品又は初期不良機が返却された場合でも、違約金の返金並びに故障・破損した対象製品又は初期不良機の返却について、両社は一切応じません。契約者は、これらに同意するものとします。
- 12 契約者は、USIM カード、SD メモリカード、mini B-CAS カード等付属品を返送物に添付してはならないものとします。添付されていた場合、それら付属品の所有権を放棄したものとみなし、両社が廃棄することに同意するものとします。
- 13 契約者は、自己の責任で対象製品に保存されているデータのバックアップを取り、データを削除した状態で返送するものとします。
- 14 契約者が別途当社と通信サービス契約を締結中の場合、故障・破損した対象製品の返送が確認されるまでは、契約者は機種変更、MNP 等、当社の他のサービス及び手続きを利用できない場合があります。
- 15 当社は、故障・破損した対象製品又は初期不良機の返送を確認できない場合、又は本規約に定める契約者の金銭債務が履行されていない若しくはそのおそれが高い場合は、交換製品又は代替交換機に対して製品ロック等により当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- 16 契約者は、SIM 再発行が必要になる場合があります。なお、当社の SIM の場合は当社の通信サービスにおいて別途当社が定める SIM 発行手数料を支払うものとします
- 17 交換製品及び代替交換機は契約者の故障・破損した対象製品と機種が異なる場合があります、この場合は当社にてご契約中の通信サービスの料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。

18 本特典の利用期限は当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

特典⑦（修理受付終了特典）

- 1 修理受付終了日の経過した対象製品が故障・破損・全損した場合（以下当該対象製品を「故障等端末」といいます。）、契約者は、当社が指定する製品を、同時に本サービス又は当社指定のサービスに申し込むことを条件として、当社の指定する店舗が別途定める特別価格で 1 回のみ購入できるものとします。
- 2 本特典を利用する場合は、契約者は故障等端末を当社の指定する店舗に提示して故障等の状態及び IMEI 情報の確認を受けるものとします。また、当社が故障等端末の引き渡しを求めた場合、契約者はこれに応じるものとします。
- 3 本特典の利用時には、当社にて契約中の通信サービスの料金プラン及びオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- 4 本特典を利用した場合、故障等端末での当社通信サービスの利用を制限する場合があります。

【更新履歴】

本規約作成日 2026 年 8 月 19 日